

鎌倉市告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づく路線の認定、同法第18条第1項の規定に基づく道路の区域の決定及び同条第2項の規定に基づく道路の供用の開始を行ったので、同法第9条並びに第18条第1項及び第2項の規定により告示します。

関係図面は、都市整備部道水路調査課において令和8年(2026年)3月27日から令和8年(2026年)4月10日まで一般の縦覧に供します。

令和8年(2026年)3月27日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路線の認定

道路法第8条（市町村道の意義及びその路線の認定）

整理番号	道路の種類及び路線名	起 点		終 点		主要な経過地
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番	
5	市道043-079号線	笛田三丁目	462番143	笛田三丁目	462番2	同一地域

2 市道の区域の決定

道路法第18条第1項（道路の区域の決定）

整理番号	道路の種類及び路線名	幅員(m)	延長(m)	備考
5	市道043-079号線	5.01~9.46	65.69	

3 市道路の供用開始

道路法第18条第2項（供用の開始等）

整理番号	道路の種類及び路線名	供用開始の区間			
		起 点		終 点	
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番
15	市道043-079号線	笛田三丁目	462番143	笛田三丁目	462番2